

令和5年第1回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和5年1月26日)

召集年月日 令和5年1月26日(木)

召集の場所 総合町民センター第2会議室

開会 令和5年1月26日 午後3時00分

閉会 令和5年1月26日 午後3時45分

出席委員(12名)

2番 松尾豊(会長)	3番 渡邊典子	4番 岩崎誠一
5番 桑田一広	7番 谷口新市	8番 松尾光繁
9番 松井厚雄(職務代理)	10番 早川直助	11番 塩野鐘吉
12番 小原悟	13番 古池洋子	14番 國久博一

欠席委員(1名)

1番 細川正博	6番 森和哉
---------	--------

出席事務局

局長 新谷博樹	次長 小西守	書記 藤原昭洋
		早川与志樹

提出議案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について

議案第3号 令和5年農作業標準賃金及び標準料金の決定について

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和5年第1回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
1番 細川委員、 6番 森委員の2名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和5年第1回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長 それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 8番 松尾光繁委員さんと 11番 塩野委員さんを指名いたします。

[日程 2・日程 3]

議長 日程2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について を議題といたします。

この案件は、日程3 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について と併せておおい町長から同意及び意見を求められたものでありまして、2議案を一括審議といたします。

なお、この案件につきましては、14番 國久委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前にご意見等ございましたらお願いいたします。

(意見なし。國久委員退席)

議長 それでは、事務局から報告をお願いします。

局長 議案第1号は所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであります。

議案第2号は、農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させていただきます。

早川書記 はい、議長。

(議案第1号、第2号議案朗読)

今回の設定の始期は全て令和5年3月31日となっており、令和15年3月31日までの10年間の新規設定でございます。

また、設定状況が新規となっておりますが、これは借受人が中間管理機構になるため、設定上は「新規」となりますが、中にはこれまで機構を通さず個人間で利用権設定を行っていた筆もございますので、実質は「再設定」となるものも含まれております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

松井委員 はい、議長。

こちらは23日に岩崎委員と現地を確認いたしました。いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地

であることを確認いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号及び議
案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員でございますので、日程2 議案第1号 農業
経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画審議については、町へ同意することとし、日程
3 議案第2号 農地中間管理機構の推進に関する法律第
19条第3項の規定による農用地利用配分計画について
は、特段の意見なしと町へ回答することといたします。
審議が終了しましたので、國久委員の入室をお願いします。

(國久委員入室)

[日程 4]

議長 日程4 議案第3号 令和5年農作業標準賃金及び標準
料金の決定について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第3号は、毎年おおい町農業委員会が設定してあり
ます農作業標準料金の今年分を設定するものでございます。
この設定金額はあくまでも目安でございますので、それを
踏まえてご審議いただきますようお願いいたします。
詳細は書記に説明させます。

早川書記 はい、議長。
(議案朗読)
議案第3号は、令和5年のおおい町内における農作業

の標準料金を定めるもので、毎年、福井県農業会議の公表する指針と近隣の市町の動向を参考に定めております。

資料13ページには昨年のおおい町の標準料金を、14ページには、近隣市町と福井県農業会議の定めている標準料金を参考資料として添付しております。

資料14ページのとおり、従来から、本町の標準料金は、県農業会議の示す標準料金を上回る設定がされておりますが、これは、町内の圃場は、団地面積や傾斜度、区画形状等が嶺北に比べ条件が不利であることに起因しております。

次に資料12ページに戻っていただきまして、こちらが本町の令和5年農作業標準料金の案となっております。

本町を含め嶺南の各市町の農作業標準料金はほとんどが同程度で設定されていることなどを勘案いたしまして、本町における令和5年の農作業標準賃金及び標準料金については、前年と同額といたしました。

議長 　　ただ今、事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松尾豊委員 　　現在の福井県の最低賃金は。

次長 　　令和4年10月2日現在、一時間888円です。従前は858円でした。

古池委員 　　公社の委託料は標準料金と同じか。

局長 　　公社はこの料金を参考にしています。

國久委員 　　他県では、管理の委託料を徴収している例があり、草刈や水管理は出し手という契約もある。今後、草刈の年間最低回数や管理料の基準があればよいと思う。

議長 　　標準としてしまうと目安になってしまい影響が出るのでは。出し手にも様々な思いがあるため必ず出し手から払ってもらうのは難しいこともある。

岩崎委員 　　中間管理機構を通した契約だと、管理料を出してもらうのは難しいのでは。

古池委員 受け手としては「受けたいが草刈が間に合わないから受けられない」という人は多いと思う。管理料の基準があった方がはっきりしていて受けやすいと思う。ただ、出し手側に実際草刈をする人がいるのかが問題である。

松井委員 中間管理との契約の際に、草刈や水路管理を誰が行うのか、という確認欄を設けてほしい。一律の基準作りでなく、当人同士の確認を徹底したほうがよい。

岩崎委員 基準を設定すると、「草刈をしなくてはならない」ということで出せない所有者が増えるのではないか。

古池委員 草刈は今後大きな課題になると思う。若い人は時間なく草刈できない。草刈を大規模に請け負う業者を決めるなど農業委員会で対策を考えられるとよい。

國久委員 中間管理機構で草刈作業を行えないか。

藤原書記 中間管理機構は出し手と受け手の橋渡しを行うのみでございませう。草刈については人によって、地域によって、また、作る作物によって回数などまちまちであるため全国的な団体である機構が一律にルールを設けるのは難しいと思われませう。

議長 標準の管理料等を定めるか、また出し手と受け手双方で決めてもらうのか、どちらがよいか。ただし、事情や地域の違いがあり定めるのは難しいと思われる。

國久委員 今後、定めていけたらよいと思う。受け手としてははっきり定めた方が受けやすい。

議長 今回限りで定めるのは難しいため、今後の課題としたい。

岩崎委員 農作業賃金の作業は具体的にはどのような作業か。

議長 機械作業の手伝いなど、オペレーター作業以外の作業である。

國久委員 機械ができない、細かい作業を含むと思われる。

議 長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、議案第3号について標準料金の案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員でございますので、議案第3号 令和5年農作業標準賃金及び標準料金については、標準料金の案のとおり決定いたします。

議 長 それでは、これもちまして上程した全ての日程を終了し、令和5年第1回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。